

4月から 区内のすべての住宅に 住宅用火災警報器の 設置が必要です

住宅用火災警報器は、浴室・トイレ・洗面所・納戸等を除くすべての部屋と階段に設置が必要です。

原則として、煙式の警報器を設置してください。ただし、台所など火災以外の煙を感知するお

設置する場所の例（一戸建て）

○部分が設置が必要な場所です



それのある場合は、熱式の警報器を設置することができます。

▼壁に取り付ける場合

・天井から15cm～50cm以内に警報器の中心がくるように取り付けください。
・30㎡以上の台所の壁に取り付ける場合は、煙式の警報器を設置してください。

▼天井に取り付ける場合

・煙式は壁や梁から60cm以上（熱式の場合は40cm以上）離し、天井の中央付近に取り付けてください。
・エアコンの吹き出し口や換気口などからは、1.5m以上離してください。

※3階建ての場合は、1階と3階の階段の踊り場にも設置が必要です。

※共同住宅も、基本的には平屋の一戸建てと同じです。メゾネットタイプの場合は、階段にも設置が必要です。共用部分である階段・廊下・エレベーターホール等には設置の必要はありません。

住宅用火災警報器はどこで買えるの

●販売店

防災設備取扱店・電気器具販売店・ホームセンター・家電量販店等で購入できます。購入の際は、NSマーク（日本消防検定協会のマーク）などがついているものを選んでください。

●住宅用火災警報器のあつせん

区と協定を結んだ業者が取り付けて実施します。

【費用】煙式・熱式とも1個4千750円（取付費込み、税込み）、取り付なしの場合は1個3千990円（税込み）※価格は3月31日(水)までのものです。

【問合せ】危機管理課事業推進係（本庁舎4階）☎(5273)3874へ。

悪質な訪問販売にはご注意ください

区や消防署の職員が火災警報器を訪問販売することや、訪問販売を推奨することはありません。不審な訪問販売を受けたり契約したときは、す

【問合せ】新宿消費生活センター相談室（第2分庁舎分館2階）☎(5273)3830へ。

【問合せ】危機管理課事業推進係（本庁舎4階）☎(5273)3874・四谷消防署☎(3357)0119・牛込消防署☎(3267)0119・新宿消防署☎(3371)0119へ。

地震に備えて 家具の 転倒防止などの対策を

地震で転倒した家具や落下したガラスの破片は、けがをする大きな原因になります。



近い将来の発生が危惧されている「首都直下地震」に備えるためにも、家庭や事業所の家具類の転倒・落下防止、ガラスの飛散防止などの対策を、ぜひ、心掛けてください。

【問合せ】危機管理課事業推進係（本庁舎4階）☎(5273)3874、消防署へ。

外国人登録窓口

待ち時間短縮にご協力ください

3月下旬～4月中旬、7月・10月・1月の上旬は大変混雑し、2時間以上お待ちいただくこともあります。待ち時間短縮のため、ご協力ください。

▼3月26日(金)～4月13日(火)

は、特に混み合うことが予想されます。なるべくこの期間は避けてください。
▼混雑時期でも比較的早い時間帯（午前8時30分～9時30分）においでください。

▼大学・日本語学校・研修生等で、同じ時期に10名以上を新規登録する場合は、事前に外国人登録係に予約の上、一緒にお願いください。受付時間の調整をお願いする場合があります。

【問合せ】戸籍住民課外国人登録係（本庁舎1階）☎(5273)4094へ。

区政に関する苦情をお聞きします

新宿区区民の声委員会

区民の声委員会は、区政に関する苦情を処理する第三者的な機関です。3人の委員が、受け付けた苦情を公正・中立に処理します。プライバシーの保護には特に配慮しています。安心してご相談ください。

【問合せ】区民の声委員会（第1分庁舎2階）☎(5273)3508へ。
【申し立てができる方】個人・法人・その他の団体で、区の機関の業務の執行に関する事項や職員の行為について利害関係のある方
【申し立て方法】「苦情申立書」(区民の声委員会に配布。新宿区ホームページからも取り出せます)に必要事項を記入し、同委員会の窓口に出してください。その際、委員との面談日時をお知らせします。
※ほかの苦情処理制度等と競合する事項や一定期間を経過している事項は、申し立てができない場合があります。
【受付時間】月～金曜日、午前9時～午後5時(祝日等を除く)

住民基本台帳カードのデザインが新しくなります

3月25日(内)から発行する住民基本台帳カードには、共通ロゴマーク(右図)を印字し、カードの偽造・変造防止に役立ちます。デザインの変更に伴う機能の変更はありません。

すでに発行した住民基本台帳カードも、今までどおりご利用いただけます。
【問合せ】戸籍住民課住民記録係（本庁舎1階）☎(5273)3602へ。



▲新しいカード（写真付き）

歴史から平和を学びませんか

新宿区平和マップを 発行しました

平和への意識を次の世代にも継承するため、また、多くの区民の皆さんが平和の大切さを考えるきっかけとなるよう「新宿区平和マップ」を発行しました。

マップでは、戦争に関する史跡や戦災に遭った樹木などを巡る5つのコースを紹介しています。実際に歩きながら、平和について学ぶことができます。

【配布場所】総務課総務係・新宿歴史博物館（三栄町22）・特別出張所ほか

【問合せ】総務課総務係（本庁舎3階）☎(5273)3505へ。



長崎市平和推進専門会議

2010年核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議の展望

●被爆国日本の役割を考える
核兵器のない世界を目指し、5月にニューヨークで開催される核兵器不拡散条約（NPT）再検討会議での被爆国の役割を考えます。

【日時】3月23日(火)午後1時30分～4時（1時開場）

【会場】新宿文化センター（新宿6-14-1）

【内容】パネルディスカッション「日本政府の取り組むべき課題」ほか

【費用】無料

【共催】日本非核宣言自治体協議会（新宿区を含む261の自治体が加盟）・長崎市

【申込み】電話で3月19日(金)までに同協議会事務局（長崎市平和推進課内）☎095(844)9923へ。

外部評価結果を踏まえた 区の取り組みについて

21年11月に新宿区外部評価委員会（※）から報告された評価結果を踏まえ、今後の区の取り組みをまとめました。

区の取り組みと外部評価委員会の会議の概要は、行政管理課・区政情報センター（本庁舎1階）で閲覧できるほか、新宿区ホームページでご覧いただけます。

【問合せ】行政管理課（本庁舎3階）☎(5273)4245へ。

※新宿区外部評価委員会

19年2月の新宿区基本構想審議会答申における「区民と専門家等によるチェックのしくみの早期創設の提案」を受け、20年度からの総合計画・第一次実行計画の進行管理を行うとともに、行政評価の客観性と透明性を高めるために、19年9月に区長の附属機関として設置しました。